

# Bi-Weekly Newsletter

Dec 11, 2019 | ISSUE 34

## I. 統計資料

02

2018年基準外資系企業数は約1万社、卸売業が36.2%を占める

## II. 産業ニュース

02

韓国銀行、来年から韓国の経済成長率は次第に高まるとの展望

## III. 最新事例・判例

03

- 刑事判決は国税基本法第45条の2第2項第1号の‘判決’に該当するか(書面-2019-徵税-2983,2019.10.24.)
- 刑事事件の判決は国税基本法第45条の2第2項および同法施行令第25条の2で規定する後発的更正請求理由に該当する判決の範囲に含まれない

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

### Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍(ファン・チョルジン)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(シム・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李應典(イ・ウンジヨン)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com

## I. 2018年基準外資系企業数は約1万社、卸売業が36.2%を占める

- 国税庁国税統計(<https://stats.nts.go.kr/>)

### 主な内容

- 国税庁が早期公開した国税統計早期公開資料によると、2018年基準外資系企業(外国法人+外国人投資企業)は計10,580社で、前年(10,424社)に比べ1.5%(156社)増加した。
- 業態別には卸売業が3,832社(36.2%)で一番多く、次にサービス業3,020社(28.5%)、製造業2,001社(18.9%)の順となった。

[単位：社]

業態	2014	2015	2016	2017	2018
卸売業	3,527	3,685	3,788	3,769	3,832
サービス業	2,725	2,831	2,917	2,967	3,020
製造業	2,144	2,189	2,135	2,111	2,001
輸送、倉庫、通信業	477	475	465	467	529
金融保険業	321	337	339	331	337
その他	671	703	749	779	861
合計	9,865	10,220	10,393	10,424	10,580

## II. 韓国銀行、来年から韓国の経済成長率は次第に高まるとの展望

- 韓国銀行経済展望報告書(<http://www.bok.or.kr>)

### 主な内容

- 韓国銀行は2019年11月に発刊した経済展望報告書で、韓国の経済成長率は2019年の2.0%から2020年と2021年にそれぞれ2.3%、2.4%に高まるとの展望を示した。
- その展望の根拠として、財政政策が拡張的に運用される中で設備投資と輸出が改善され、民間消費も来年下半期以降は次第に回復すると予想される点を挙げている。
- 具体的に韓国銀行は、民間消費は消費心理の改善、政府の支出拡大などにより緩やかに回復し、設備投資は半導体、ディスプレイ投資の改善によりIT部門を中心に来年中に増加に転じるものと予想されたとした。
- なお、韓国銀行は建設投資は住居用建物を中心に減少傾向が続く見通しであるものの、商品輸出は世界貿易の改善などで来年中に増加に転じる可能性があると述べた。
- ただし、韓国銀行は上記のように韓国経済を見通しながらも、今後の成長経路の不確実性は高い状況とし、実際に韓国の経済成長率が再び上向きに転じるかどうかは時間を置いて見守らなければならないとしている。

### III. 最新事例・判例

- 書面-2019-徵税-2983,2019.10.24.

#### 1. 争点

- 刑事判決は国税基本法第45条の2第2項第1号の‘判決’に該当するか。

#### 2. 事実関係

- 質問人は卸小売業を営み、取引先に2011年から2014年まで物品を供給した。
- しかし質問人は物品代金を受け取ることができず、取引先関係者を2014年に詐欺罪で刑事告訴したところ、取引先関係者は2018年8月に有罪判決が宣告され、該当判決は確定した。

#### 3. 回答内容

- 刑事案件の判決は国税基本法第45条の2第2項および同法施行令第25条の2で規定する後発的更正請求理由に該当する判決の範囲に含まれない。

#### 4. 関連事例

- 企画財政部 財租税法令運用-560,2016.10.11.

本質問に関する刑事裁判結果は、犯罪の成立要件と刑罰の量刑適正性を判断したものであり、国税基本法第45の2第2項による課税標準および税額の計算根拠となった取引または行為とは異なると確定した判決と見ることはできない。さらに、刑事裁判は租税行政手続とは別段の手続としてたとえ刑事裁判で無罪が宣告されたとしても、これは犯罪事実に対する証明の不足からそのような結果が出たに過ぎないため、このような刑事裁判の結果が租税行政手続の結果に直接影響を及ぼすと見ることはできず、同裁判の判決文でも同じ趣旨を判示している。よって、同刑事裁判の結果は国税基本法第45条の2による更正請求理由に該当しない。

#### 5. 関連法令

- 国税基本法第45条の2【更正などの請求】

②課税標準申告書を法定申告期限までに提出した者または国税の課税標準および税額の決定を受けた者は次の各号のいずれかに該当する事由が発生した時は第1項で規定する期間にもかかわらず、その理由が発生したことを知った日から3ヶ月以内に決定または更正を請求することができる。

1. 最初の申告・決定または更正で課税標準および税額の計算根拠となった取引または行為などが、それに関する訴訟に対する判決(判決と同じ効力を有する和解やその他の行為を含む)によって異なるものと確定した時